国民年金シリーズ

応援します いきいきライフ

①免除制度について

ご存知ですか？免除制度

平成27年度の国民年金保険料は **月額15,590円** です。

ただし、保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

保険料を未納のままにしておくと、将来年金が受けられなくなることがありますので、納付困難な場合にはご相談ください。

（1）免除制度……経済的な理由などで保険料を納めることが困難な人が対象です。

本人・配偶者・世帯主のそれぞれの前年の所得が次の計算式で計算した金額以下である場合、申請することにより、保険料の納付が全額免除または一部免除（一部納付）となります。

計算式		免除区分	保険料（月額）
（扶養親族等の数＋1）×35万円+22万円	⇒	全額免除	0円
78万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等	⇒	4分の3免除／4分の1納付	3,900円
118万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等	⇒	半額免除／半額納付	7,800円
158万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等	⇒	4分の1免除／4分の3納付	11,690円

※免除が認められても、全額免除以外の人は減額された保険料の納付が必要です。納め忘れると未納扱いになりますのでご注意ください。

（2）若年者納付猶予制度・・・所得の低い30歳未満の人が対象です。

30歳未満の方で本人と配偶者のそれぞれの前年の所得が次の計算式で計算した金額以下である場合、申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

（扶養親族等の数＋1）×３５万円＋２２万円 ⇒ 納付猶予

～将来の年金への影響は？～

免除区分など	受給資格期間（※）	年金額の計算に含める期間	後から納付できる期間（追納期間）
全額免除	含める	全額免除月数 × $\frac{4}{8}$ 注(1)	10年以内 ※追納は申し出が必要です。 なお、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
$\frac{3}{4}$ 免除	含める	$\frac{1}{4}$ 納付月数 × $\frac{5}{8}$ 注(2)	10年以内
半額免除	含める	半額納付月数 × $\frac{6}{8}$ 注(3)	10年以内
$\frac{1}{4}$ 免除	含める	$\frac{3}{4}$ 納付月数 × $\frac{7}{8}$ 注(4)	10年以内
若年者納付猶予	含める	含めない	10年以内
学生納付特例	含める	含めない	10年以内
未納	含めない ※未納期間が多いと受給できなくなる場合があります。	含めない	2年以内

※受給資格期間…老齢基礎年金を受給するためには、原則25年以上の期間が必要です。

※注（1）平成20年度分までは「$\frac{2}{6}$」、注（2）平成20年度分までは「$\frac{3}{6}$」

注（3）平成20年度分までは「$\frac{4}{6}$」、注（4）平成20年度分までは「$\frac{5}{6}$」

◆平成27年度の免除・猶予の申請は、７月から市役所保険年金課および各支所年金担当課で受付けます。

◆免除・猶予となる期間は、７月から翌年６月までです。

国民年金に関するおたずねは、日本年金機構出雲年金事務所（☎２４－００４５）
保険年金課（☎２１－６９８２）、各支所年金担当課